

1 調査名称：稲敷市都市計画道路再検討調査

2 調査主体：茨城県稲敷市

3 調査圏域：稲敷市全域

4 調査期間：令和5年度

5 調査概要：

稲敷市の都市計画道路は、町村合併を行う以前の旧江戸崎町の江戸崎市街地や旧新利根町の新利根市街地などに合計13路線が都市計画決定され、これまで着実に整備が進んできた。

一方、近年本市では、人口減少、市街地の空洞化、町村合併、更には東日本大震災などの影響により、都市計画道路を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの社会情勢や地域情勢の変化から、本市における都市計画道路の役割や機能に変化が生じている可能性があるため、その状況を検証することが必要となっている。

本市では、茨城県が策定した「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画道路を現在の社会情勢から都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断するため、都市計画道路再検討を実施することとした。

I 調査概要

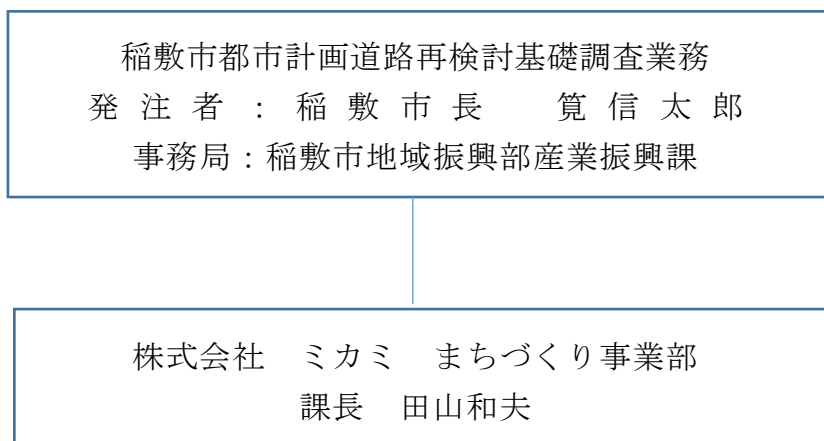
1 調査名称 稲敷市都市計画道路再検討調査

2 報告書目次

報告書目次

- 1 稲敷市都市計画道路再検討調査調査報告書
 - 1 調査の前提条件
 - 2 区間設定
 - 3 現地写真
 - 4 評価結果
 - 5 代替路線の状況
 - 6 将来交通量推計
- 2 再検討カルテ
- 3 道路交通量推計報告書
 - 1 交通量配分の流れ
 - 2 交通量配分手法の概要
 - 3 配分条件
 - 4 ゾーン分割
 - 5 現況再現性の確認
 - 6 将来OD表の作成
 - 7 将来交通量配分
- 4 関係機関協議資料
 - 県都市計画課協議資料
 - 1 調査の前提条件
 - 2 現地写真
 - 3 評価結果
 - 4 代替路線の状況
 - 5 将来交通量推計

３ 調査体制



４ 委員会名簿等：設置なし

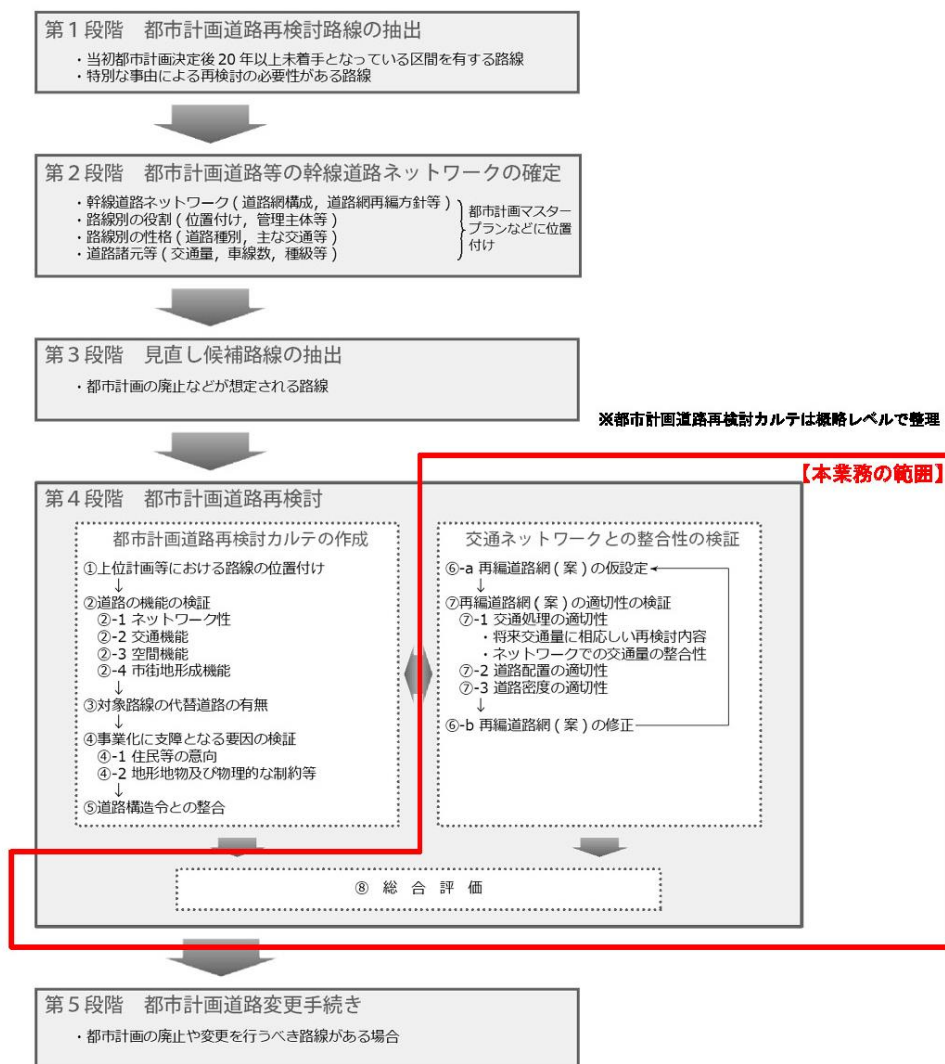
II 調査成果

1 調査目的

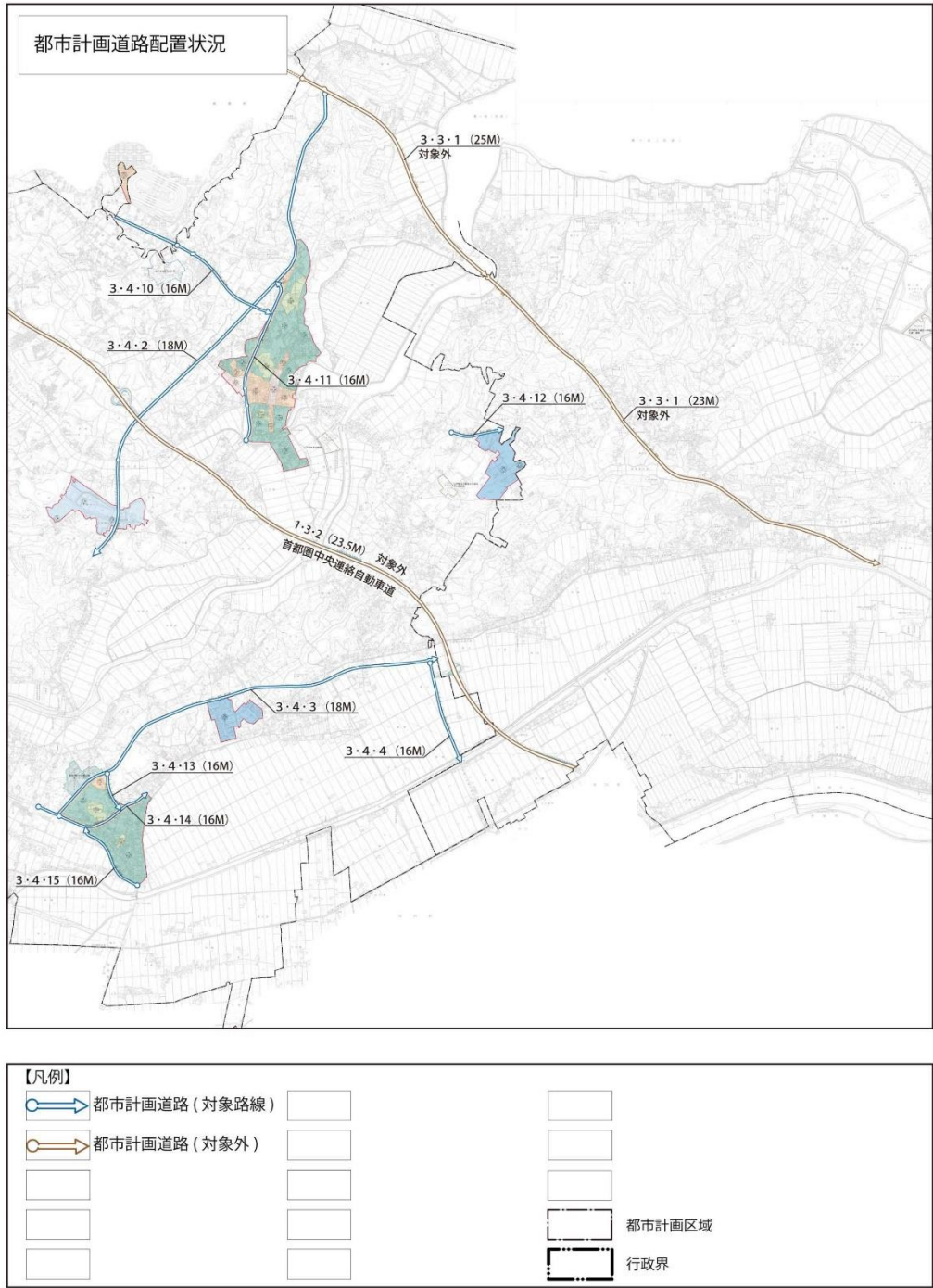
本市では、「茨城県都市計画道路再検討指針（茨城県H18）」を踏まえ、令和4年度に「稲敷市都市計画道路再検討基礎調査」として、本市における都市計画道路及び再検討対象路線の概要整理及び都市計画道路再検討概略カルテを作成し、引き続き整備を行うべき路線や事業化の課題を有する路線などを明らかにしてきた。

本業務は、令和4年度の調査結果を踏まえ、都市計画道路の路線毎に計画の必要性や事業の支障となる要因等を評価することによって、都市計画道路としての計画の継続，変更，廃止の方向性を明らかにすることを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

調査成果の目次

- １．調査の前提条件
- ２．区間設定
- ３．評価決定
- ４．将来交通量推計
- ５．都市計画道路再検討カルテ

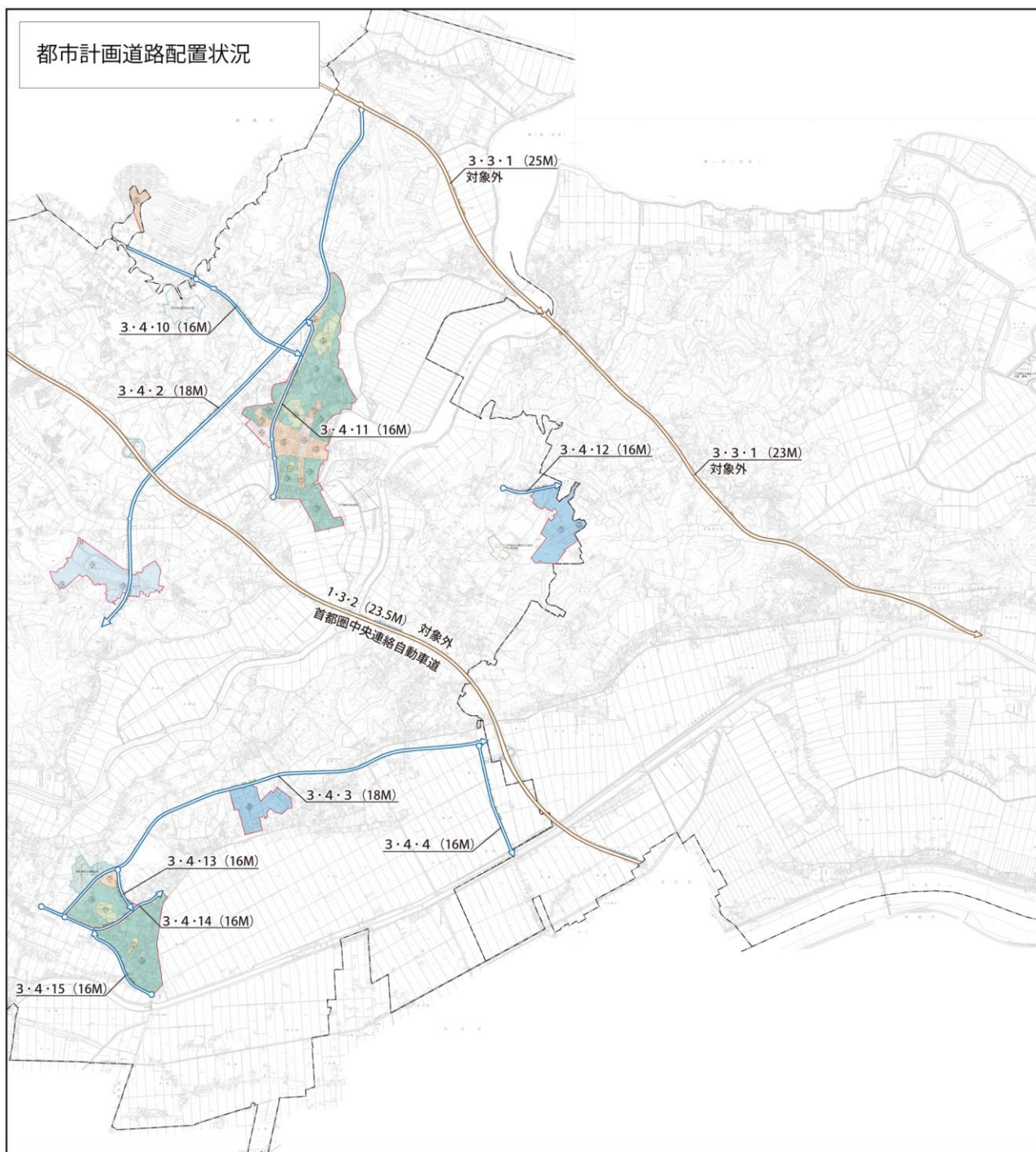
１． 調査の前提条件

稲敷市において都市計画決定がされている都市計画道路は 13 路線であるが、当初都市計画決定より 20 年以上事業未着手となっている区間を有する路線は稲敷東部台都市計画区域内の都市計画道路 1・3・2 首都圏中央連絡自動車道線及び稲敷東南部都市計画区域内の 1・3・2 首都圏中央連絡自動車道線を除く 11 路線である。このうち稲敷東部台都市計画区域内 3・3・1 美浦・江戸崎線（国道 125 号バイパス）と稲敷東南部都市計画区域内 3・3・1 桜川・東線（国道 125 号バイパス）は県土レベルの広域的な連携や交流を支える役割として位置付けられている主要幹線道であり、茨城県の将来像や都市の将来像を実現する上でその必要性が高いこと及び一部区間において事業が進められていることから、本業務の対象路線から除外し、9 路線とする。

表－調査対象路線（稲敷東部台都市計画区域）

番 号	路線名称	当初決定 年月日	決定 主体	幅員 (m)	延長 (m)
3・4・2	佐倉・羽賀線	H6.4.21	県	18.0	7,300
3・4・3	柴崎・桑山線	H6.4.21	県	18.0	6,000
3・4・4	桑山・椎塚線	H6.4.21	県	16.0	1,400
3・4・10	土屋・新山線	H6.3.10	県	16.0	1,600
3・4・11	道上沖・荒匂線	H6.3.10	県	16.0	2,240
3・4・12	青宿・原線	H6.3.10	県	16.0	700
3・4・13	伊佐津・寺地線	H6.3.10	県	16.0	520
3・4・14	柴崎中央線	H6.3.10	県	16.0	1,340
3・4・15	九軒・新宿線	H6.3.10	県	16.0	1,090

都市計画道路配置状況



【凡例】

都市計画道路 (対象路線)

都市計画道路 (対象外)



都市計画区域

行政界

2. 区間設定

調査対象路線について各路線の区間設定を行った。

区間設定は、1 路線であっても道路としての役割や性格が大きく異なる場合や、整備状況が異なる場合などには、主要な交差点などで分割することとした。

○3・4・2 佐倉・羽賀線（一部区間整備済み）

- ① 起点から県道稲敷阿見線との交差点（現道：主要地方道江戸崎新利根線バイパス）
- ② 県道稲敷阿見線との交差点から県道新川江戸崎線との交差点（現道：一部有（主要地方道江戸崎新利根線））
- ③ 県道新川江戸崎線から終点（現道：主要地方道江戸崎新利根線）

○3・4・3 柴崎・桑山線（一部区間整備済み）

- ① 起点から主要地方道竜ヶ崎潮来線バイパスとの交差点（現道：主要地方道竜ヶ崎潮来線）
- ② 主要地方道竜ヶ崎潮来線との交差点から整備完了区間（現道：主要地方道竜ヶ崎潮来線バイパス）
- ③ 整備完了区間終点部から主要地方道竜ヶ崎潮来線との交差点（現道：なし）
- ④ 主要地方道竜ヶ崎潮来線との交差点から終点（現道：なし）

○3・4・4 桑山・椎塚線（一部区間整備済み）

- ① 1 区間とする。（現道：県道江戸崎下総線）

○3・4・10 土屋・新山線（未整備）

- ① 1 区間とする。（現道：市道（江）112 号線，市道（江）1102 号線）

○3・4・11 道上沖・荒匂線（未整備）

- ① 1 区間とする。（現道：主要地方道江戸崎新利根線）

○3・4・12 青宿・原線（未整備）

- ① 1 区間とする。（現道：県道江戸崎神崎線）

○3・4・13 伊佐津・寺地線（未整備）

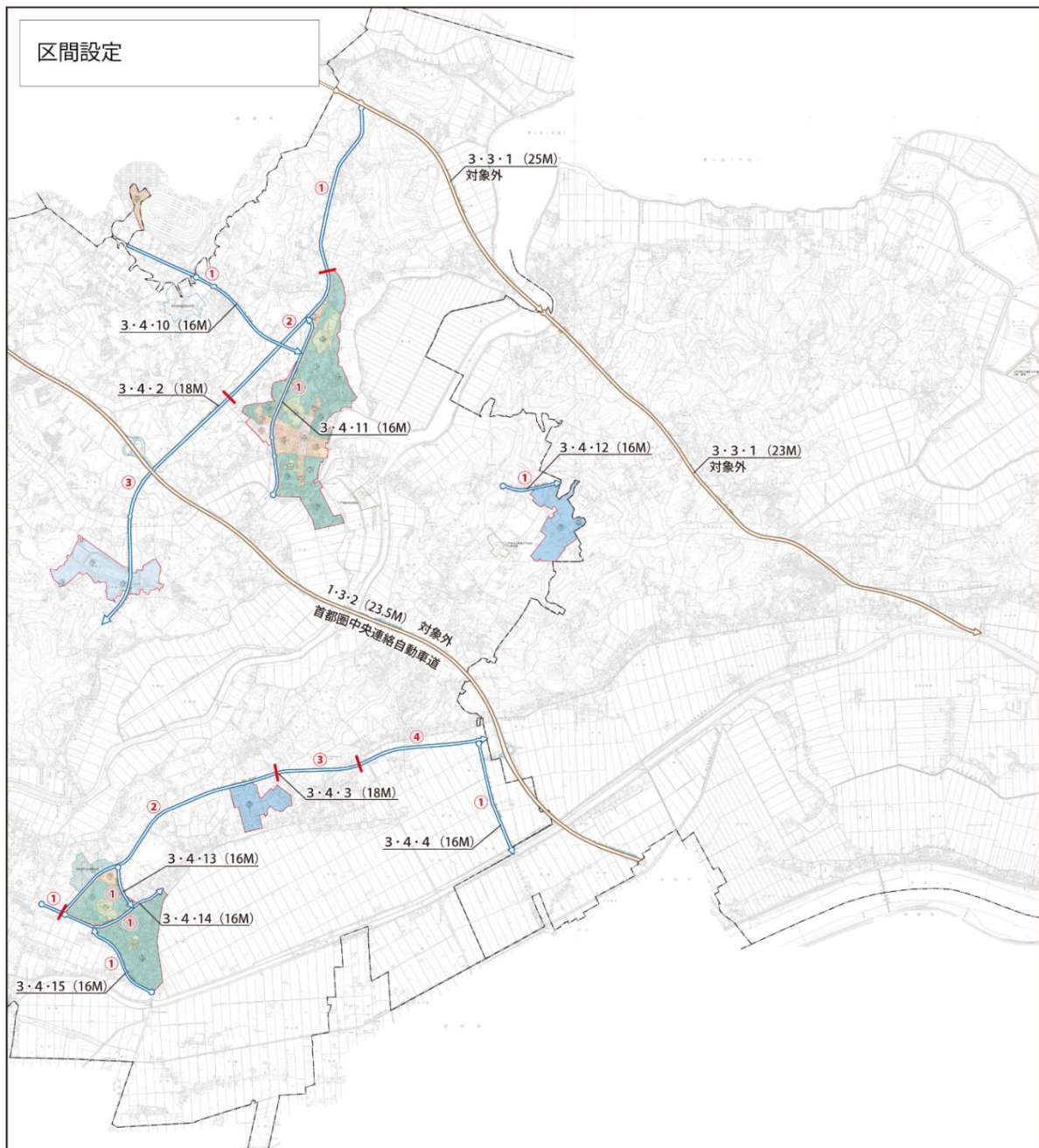
- ① 1 区間とする。（現道：市道（新）1－4 号線）

○3・4・14 柴崎中央線（未整備）

- ① 1 区間とする。（現道：主要地方道竜ヶ崎潮来線）

○3・4・15 九軒・新宿線（未整備）

① 1 区間とする。(現道：なし)



【凡例】

都市計画道路 (対象路線)

都市計画道路 (対象外)

① 区間番号

区間分割位置

都市計画区域

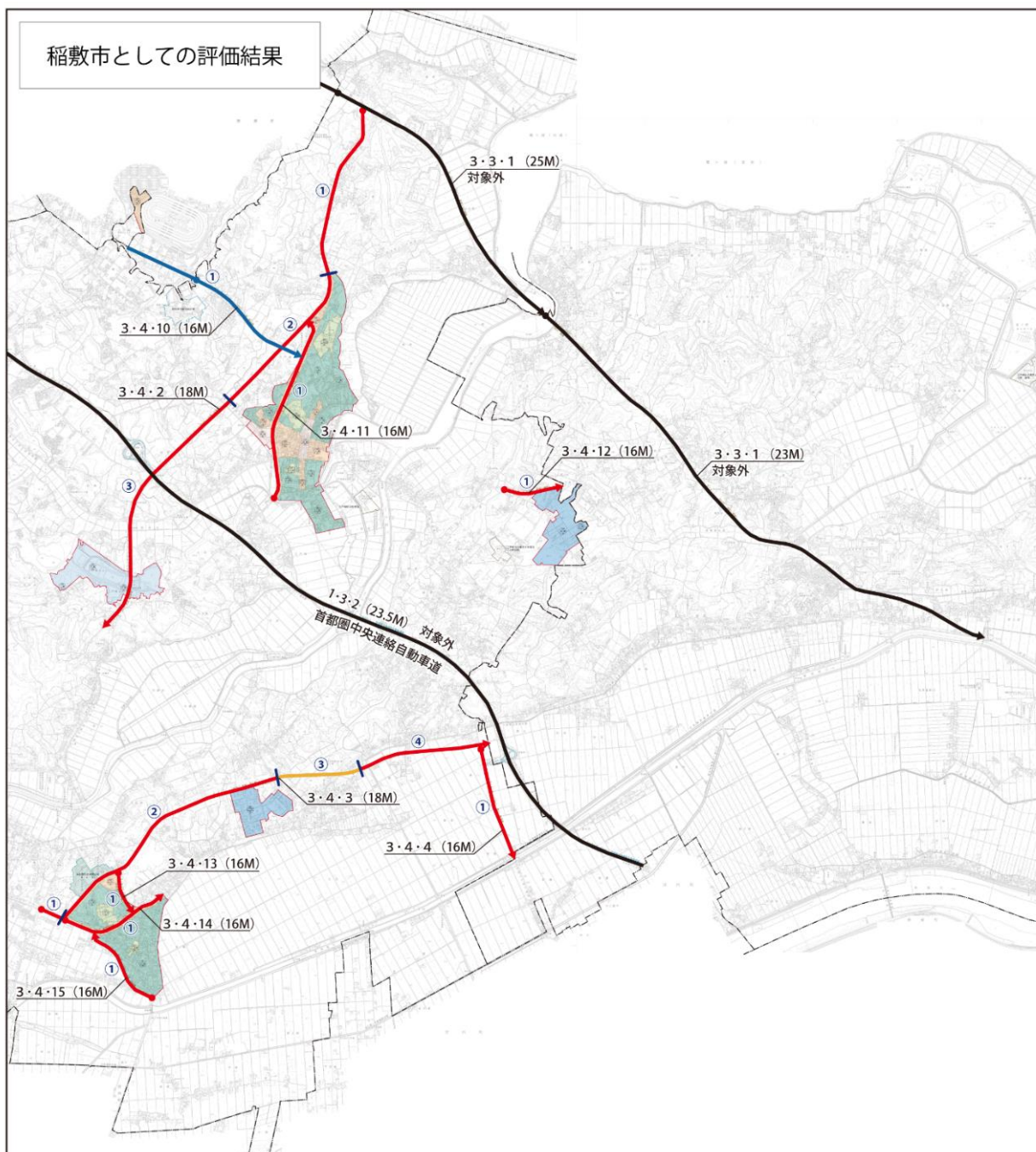
行政界

a) 評価結果（都市計画再検討カルテ 概要版）

10

b) 稲敷市としての評価結果

路線番号 及び 区間番号	名称	幅員	基礎データ				整備主体	国 道 説 明	再検討結果			方向性 (案)	今後の整備方針	再編 (案)	路線番号 及び 区間番号
			車 線 数 (暫定)	決 定 延 長	整備 率	当初 決定			II 都市道路 代替の可 能性の 重要性	III 都市道路 代替の可 能性の 重要性	IV 事業化の 課題				
3・4・2-①	佐倉・羽賀線						県	主要地方道 江戸崎利根線	6	0	-1	5	主要地方道江戸崎利根線ババイスの一部として、江戸崎地区における都市幹線道路の機能を担う。 工業団地へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・2-①
3・4・2-②	佐倉・羽賀線	18		7,300	61.5%	H6	県	主要地方道 江戸崎利根線	9	0	-2	7	主要地方道江戸崎利根線ババイスの一部として、江戸崎市街地における都市幹線道路の機能を担う。 工業団地へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・2-②
3・4・2-③	佐倉・羽賀線						県	主要地方道 江戸崎利根線	6	0	0	6	主要地方道江戸崎利根線ババイスの一部として、江戸崎地区における都市幹線道路の機能を担う。 工業団地へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。(ほぼ完成済み区間)	存続	3・4・2-③
3・4・3-①	柴崎・桑山線						県	主要地方道 竜ヶ崎利根線	6	0	0	6	主要地方道竜ヶ崎利根線の一部として、都市地点を連絡する主要幹線道路の機能を担う。 工業団地や運動公園へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・3-①
3・4・3-②	柴崎・桑山線						県	主要地方道 竜ヶ崎利根線	9	0	0	9	主要地方道竜ヶ崎利根線ババイスの一部として、都市地点を連絡する主要幹線道路の機能を担う。 工業団地や運動公園へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。(聖蹟済済区間)	存続	3・4・3-②
3・4・3-③	柴崎・桑山線	18		6,000	60.5%	H6	県	主要地方道 竜ヶ崎利根線	5	0	-2	3	主要地方道竜ヶ崎利根線ババイスの一部として、都市地点を連絡する主要幹線道路の機能を担う。 工業団地や運動公園へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進めるが、用地取得が非常に困難な土地があるため、早期の道路整備完了を目指すことから、当該区間のレート一部変更する。	変更	3・4・3-③
3・4・3-④	柴崎・桑山線						県	主要地方道 竜ヶ崎利根線	4	0	-1	3	主要地方道竜ヶ崎利根線ババイスの一部として、都市地点を連絡する主要幹線道路の機能を担う。 工業団地や運動公園へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・3-④
3・4・4-①	桑山・榎塚線	16		1,400	25.3%	H6	県	県道江戸崎下総線	2	0	-1	1	県道江戸崎下総線の一部として、新利根地区における都市幹線道路の機能を担う。 工業団地や運動公園へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・4-①
3・4・10-①	土屋・新山線	16		1,600	0	H6	市	-	3	-3	-2	-2	江戸崎地区における都市幹線道路の機能を担う。 事業化に支障となる要因は、土砂災害特別警戒区域及び避難要による大規模建物の設置が要される。 県道船動阿見及び市道(江1線)12号線、(江1線)21号線、(江1102号線を代替路線として優化する。	廃止	3・4・10-①
3・4・11-①	道上沖・荒町線	16		2,240	0	H6	県	主要地方道 江戸崎利根線	9	-3	-1	5	主要地方道江戸崎利根線の一部として、江戸崎市街地における都市幹線道路の機能を担う。 工業団地へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・11-①
3・4・12-①	青番・原線	16		700	0	H6	県	県道江戸崎神崎線	6	-3	-1	2	県道江戸崎神崎線の一部として、江戸崎地区における都市幹線道路の機能を担う。 工業団地へのアクセス道路等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・12-①
3・4・13-①	伊佐津・寺地線	16		520	0	H6	市	-	3	-3	0	0	新利根市街地における都市幹線道路の機能を担う。 事業化の支援となる要因は、市街化区域の設定地域等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・13-①
3・4・14-①	柴崎中央線	16		1,340	0	H6	県	主要地方道 竜ヶ崎利根線	6	-3	-1	2	主要地方道竜ヶ崎利根線の一部として、新利根市街地における都市幹線道路の機能を担う。 市街化区域の設定地域等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・14-①
3・4・15-①	九軒・新沼線	16		1,080	0	H6	市	-	4	0	-1	3	新利根市街地における都市幹線道路の機能を担う。 市街化区域の設定地域等重要性が高いため、引き続き整備を進める。	存続	3・4・15-①
凡 例															
存続(+4以上)															
要検討(+3～+3)															
要検討(-3～-3)															
見直し(-4以下)															



【凡例】

存続

①

区間番号

変更

|

区間分割位置

廃止

再検討対象外（存続）

都市計画区域

行政界

4. 将来交通量推計

上記に示した都市計画道路再編（案）評価結果（稲敷市としての評価結果）の検証を行うために、将来交通量推計を実施した。

将来道路ネットワークパターンとしては、以下の2パターンで実施した。

- 1) 現況再現（H27年道路交通センサスデータ）
- 2) フルネット：すべての都市計画道路を整備する場合
- 3) 見直しネット1：都市計画道3・4・10土屋・新山線を廃止する場合

（1）発生集中交通量

H27年道路交通センサスOD表（第16次フレーム）の発生集中交通量を整理した。

H27年に対するR22年の発生集中交通量を比較すると、稲敷市では0.690と約30%減少している。

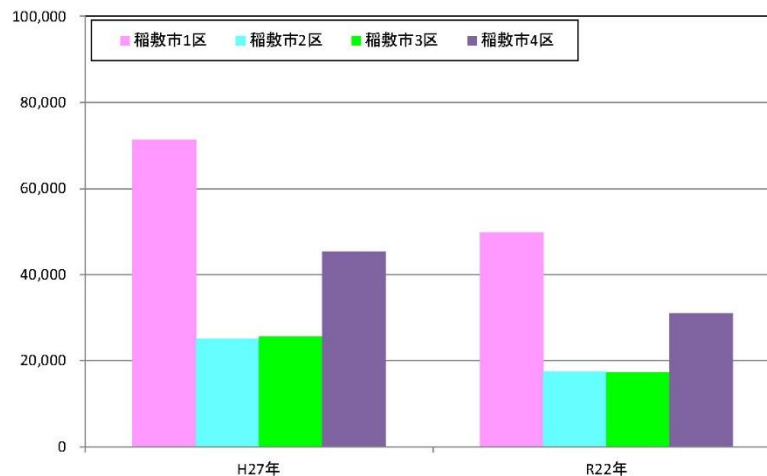
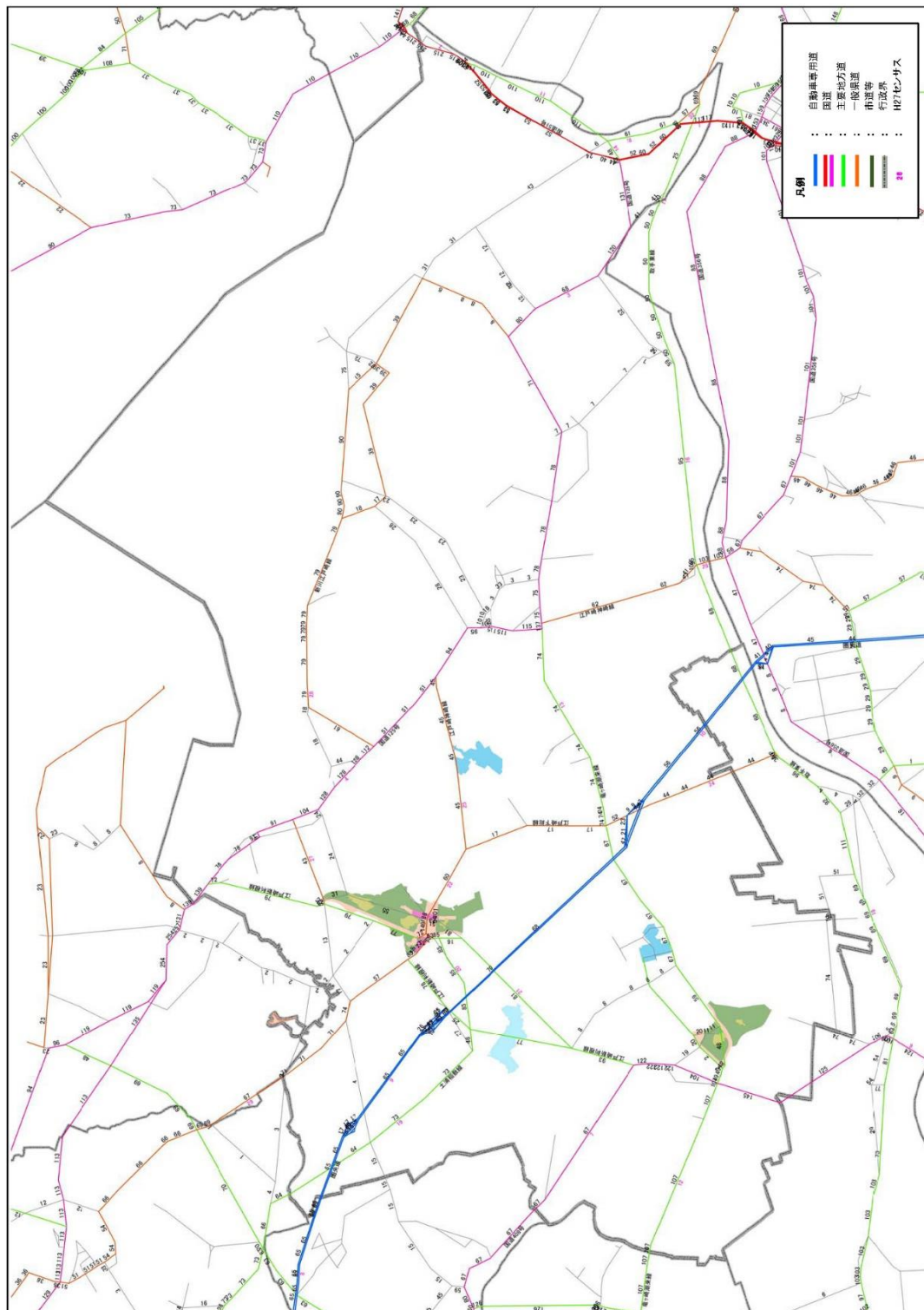


図 1-18 発生集中交通量の推移（第16次フレームOD表）

表 1-39 発生集中交通量の推移（稲敷市）

	発生集中交通量		増減比 R22/H27
	H27年	R22年	
稲敷市1区	71,395	49,765	0.697
稲敷市2区	25,032	17,480	0.698
稲敷市3区	25,549	17,303	0.677
稲敷市4区	45,352	30,948	0.682
稲敷市全域	167,328	115,496	0.690



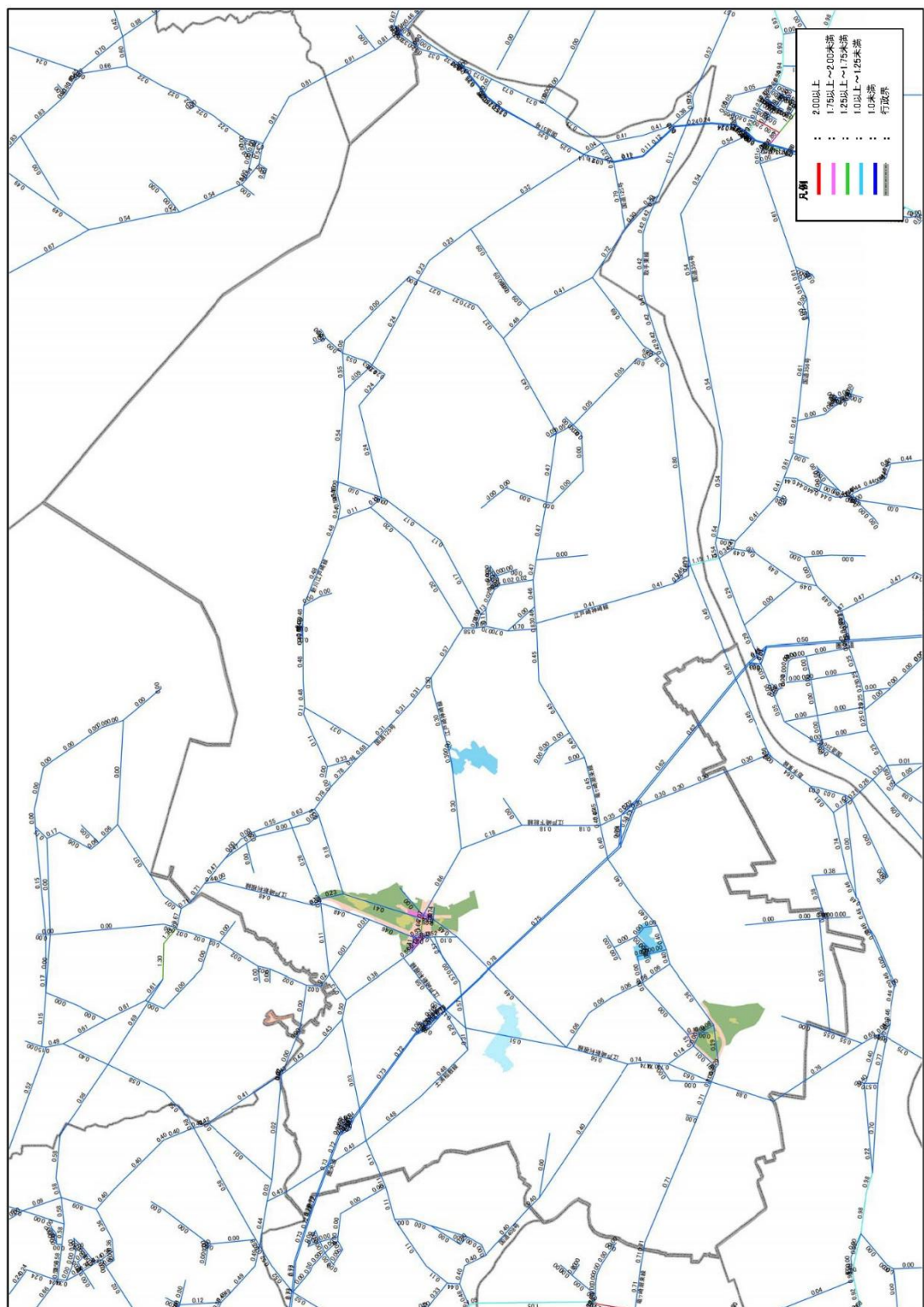


図 1-7 H 2 7 年現況配置図

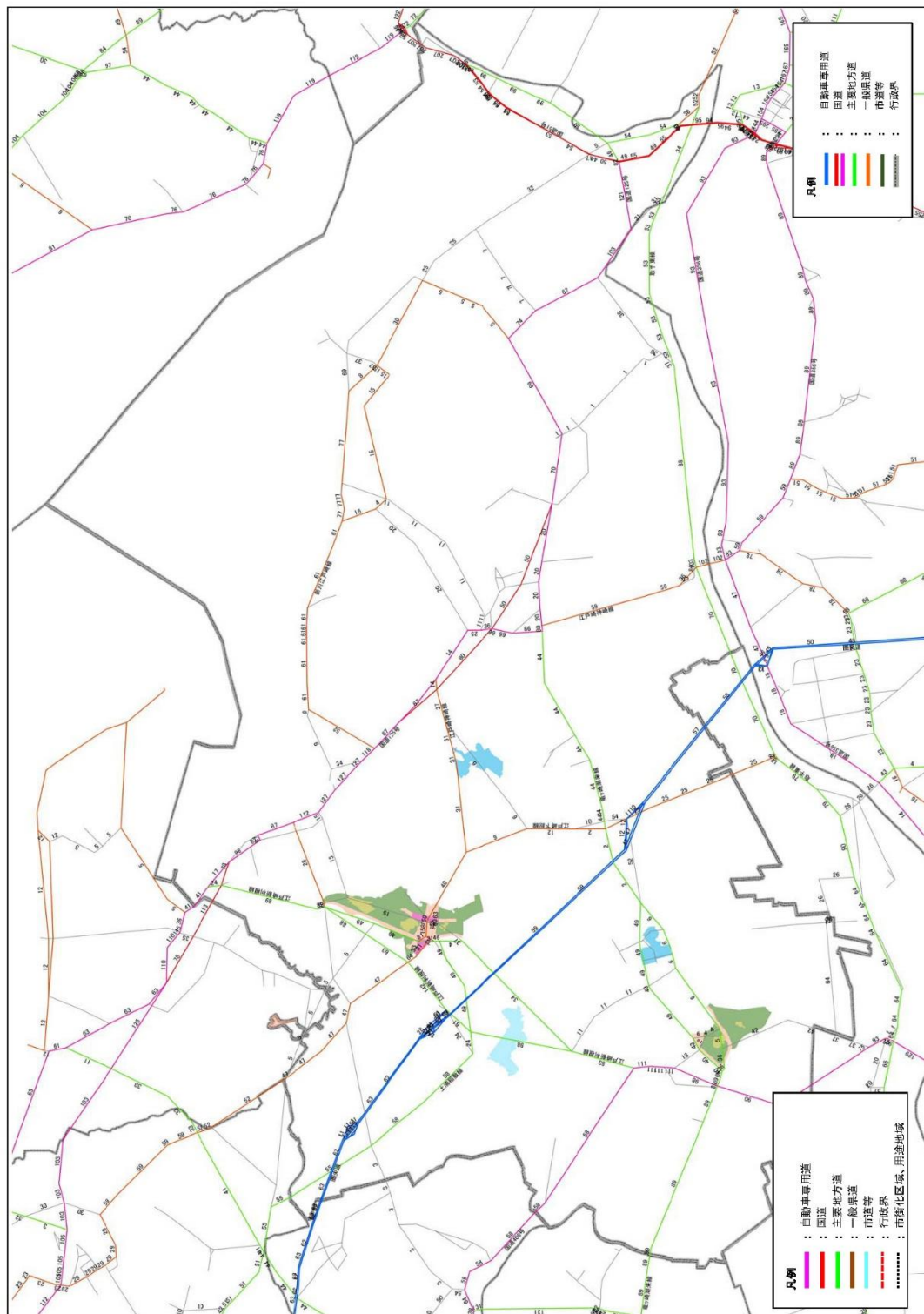


図 1-10 R 2 2 年フルネット交通量配分図 (単位: 万台/日)

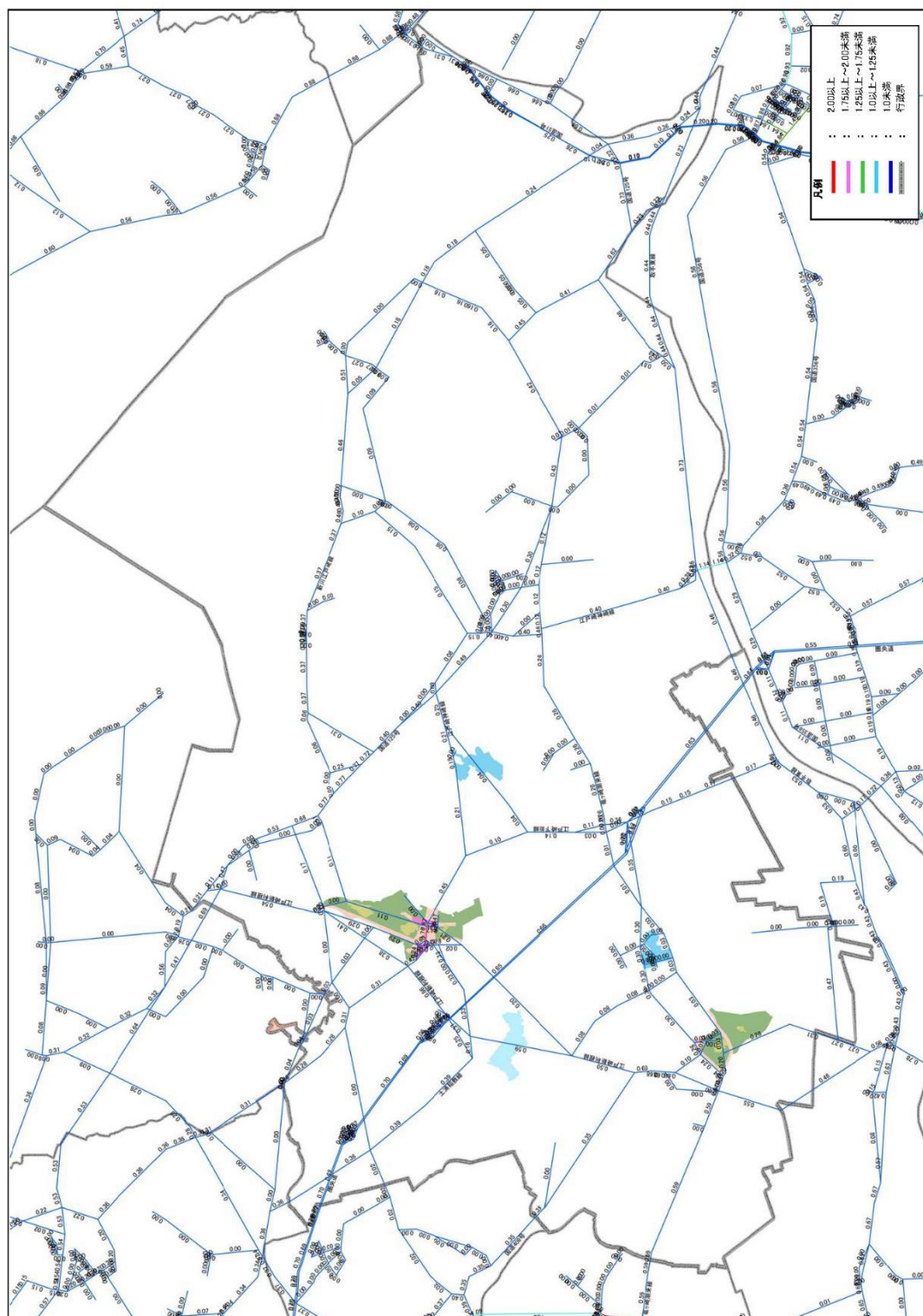


図 1-11 R22年フルネットワーク滞水図

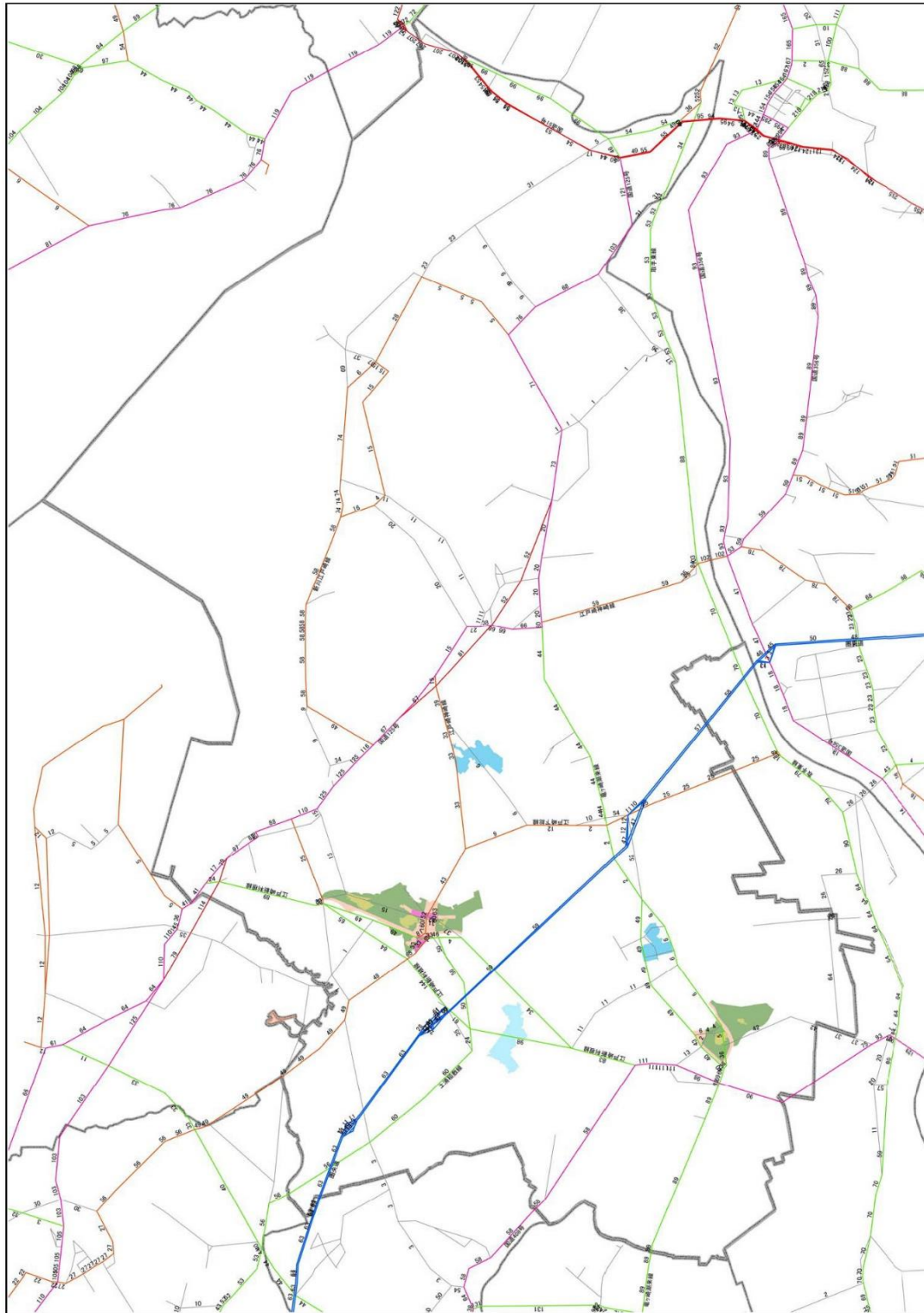
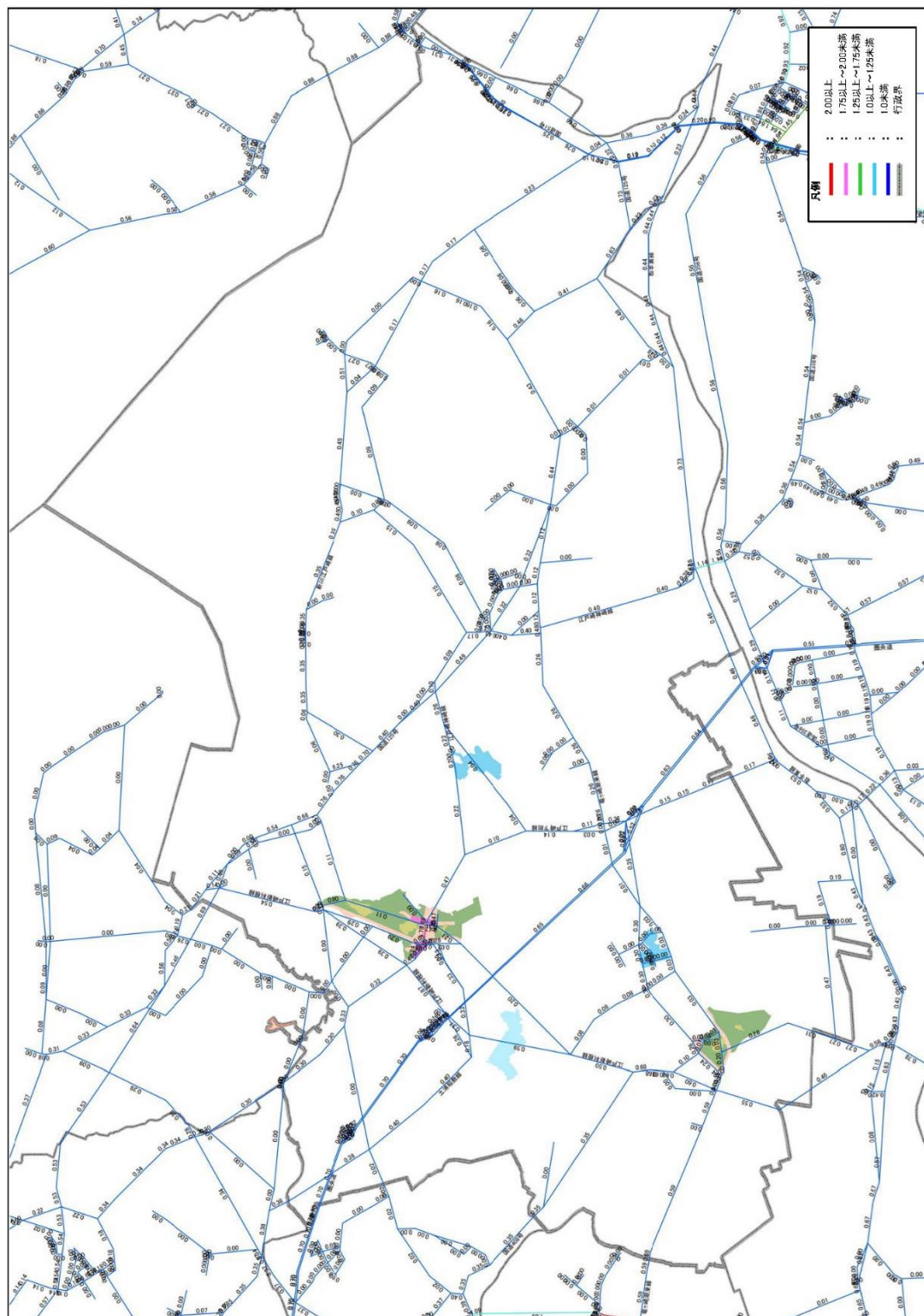


図 1-12 R22年見直しネットワークケース1 交通量配分図 (単位: 百台/日)



5. 都市計画道路再検討カルテ（廃止及び変更区間のみ）

[illegible]

東京都計画道路再検討力ルテ1/2

[illegible]

④ 地歩・地物及び物理的・自然的要素となる要素の検証 ⑤ 地歩・地物及び物理的・自然的要素となる要素の検証	① 住民等の意向	重要区画の内容 —	☐
		重要区画の存在 —	☐
		重要区画の存在 —	☐
		重要区画の存在 —	☐
	① 地歩・地物及び物理的・自然的要素となる要素の検証	重要区画の存在 —	☐

	調査及び 試験地点	道徳綱要令による基準は充足している。	評定及び 試験結果点數	
			評定	結果点數
			×	0

[illegible][illegible][illegible]

I 広域的連携・支援の状況		区域・マス・地域に関する記載事項			
都市計画分野	都市計画分野	計画名称	対象地域	計画内容	備考
①-1 上位計画や 関係計画に おける関係 位置づけ	都市計画 分野	総合振興計画 総合地区計画 R2 都市開発計画 計画名称	対象地域の記述 （※市・町・村・支庁・道庁・国・海外に限定あり） ・都市マス、交通体系の方針に位置づけ ・都市マス、都市緑地整備 ・都市マス、都市緑地整備と位置づけ	「区域・マス」欄に「関係地域」を記載する 「都市計画」欄に「関係計画」を記載する 「関係計画」欄に「関係計画」を記載する 「関係計画」欄に「関係計画」を記載する	「関係計画」欄に「関係計画」を記載する
① 上位計画等 における 位置づけ	その他	計画名称	対象地域の記述 （※市・町・村・支庁・道庁・国・海外に限定あり） ・都市マス、交通体系の方針に位置づけ ・都市マス、都市緑地整備 ・都市マス、都市緑地整備と位置づけ	「区域・マス」欄に「関係地域」を記載する 「都市計画」欄に「関係計画」を記載する 「関係計画」欄に「関係計画」を記載する 「関係計画」欄に「関係計画」を記載する	「関係計画」欄に「関係計画」を記載する

[illegible]

